

第 2 章 組物の意匠

72 関連条文

意匠法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。
（第 2 項及び第 3 項略）

第八条 同時に使用される二以上の物品であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

72.1 組物の意匠とは

願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが意匠法第 8 条に規定する経済産業省令で定めるものであること、及び構成物品（注）が同時に使用されるものとして適当であることの両方の要件を満たしたものを組物といい、その組物の構成物品が組物全体として統一がある場合は、組物の意匠として意匠登録を受けることができる。

（注）

構成物品とは、第 2 部「意匠登録の要件」第 4 章「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」24.1.3.3「組物の意匠の意匠登録出願の場合」に記載したように、組物を構成する物品をいう。

72.1.1 組物の意匠と認められる要件

意匠登録出願が、組物の意匠として意匠登録を受けるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- （ 1 ）願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであること（→72.1.1.1）
- （ 2 ）構成物品が適当であること（→72.1.1.2）
- （ 3 ）組物全体として統一があること（→72.1.1.3）

72.1.1.1 願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであること

願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであること、すなわち、別表第二に掲げる組物に該当するものでなければならない。

願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものでない場合は、組物とは認められず、意匠法第 8 条の規

定により拒絶の理由を通知する。

72.1.1.2 構成物品が適当であること

構成物品は、組物の構成物品表（第 1 1 部 別添参照）において組物ごとに定められたものとする。

すなわち、組物の構成物品は、組物の構成物品表の「備考」の欄に記載の場合を除き、「構成物品」の欄内に同時に使用される物品として並記されている各構成物品を少なくとも各一品ずつ含むものとする。

各構成物品以外の物品を含むものについては、その加えられた物品が各構成物品と同時に使用されるものであり、かつ各構成物品に付随する範囲内の物品であるものの場合には、構成物品が適当なものと取り扱う。

なお、「備考」の欄において注意書が付されている組物については、その構成物品のすべてではなく、二種以上を最低限含む組み合わせによるものあるいはその組物の中の構成物品欄ごとの組み合わせによるものも、構成物品が適当なものと取り扱う。

適当な構成物品によって構成されるものと認められない場合は、組物とは認められず、意匠法第 8 条の規定により拒絶の理由を通知する。

（ 1 ）構成物品が適当であるものの例

願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されており、かつ以下に該当するものは構成物品が適当であるものと認められる。

願書に添付された図面等に、組物の構成物品表に定められた構成物品（以下「定められた構成物品」という。）のすべての物品に係る意匠が少なくとも各一品ずつ記載されているもの

願書に添付された図面等に、定められた構成物品のすべての物品に係る意匠が少なくとも各一品ずつ記載され、かつそれ以外の他の物品に係る意匠が記載されている場合に、その加えられた物品が定められた構成物品と同時に使用されるものであり、かつ定められた構成物品に付随する範囲内の物品であると認められるもの

（ 2 ）構成物品が適当であると認められないものの例

願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が

記載されているが、以下に該当するものは構成物品が適当であるものとは認められない。

願書に添付された図面等に、定められた構成物品以外の他の物品に係る意匠のみが記載されているもの

願書に添付した図面等に、定められた構成物品のすべての物品に係る意匠が少なくとも一品ずつ記載されていないもの

願書に添付した図面等に、定められた構成物品のすべての物品に係る意匠が少なくとも一品ずつ記載されているが、不適切なその他の物品に係る意匠も記載されているもの

願書に添付した図面等に、定められた構成物品に係る一の意匠しか記載されていない場合、あるいは不適切なその他の物品に係る一の意匠しか記載されていないもの

72.1.1.3 組物全体として統一があること

願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであり、かつ定められた構成物品によって構成された組物と認められるものであっても、構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が組物全体として統一がなければならない。

このように組物と認められるものであっても構成物品が組物全体として統一がない場合は、組物の意匠とは認められず、意匠法第8条の規定により拒絶の理由を通知する。

72.1.1.3.1 組物全体として統一があると認められるものの類型

構成物品が、以下のいずれかに該当する場合は、組物全体として統一があるものと認められる。

- (1) 構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されていることによって、組物全体として統一があると認められる場合 (→72.1.1.3.1.1)
- (2) 構成物品が全体として一つのまとまった形状又は模様を表すことによって、組物全体として統一があると認められる場合 (→72.1.1.3.1.2)
- (3) 各構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合によって、物語性など観念的に関連がある印象を与えることにより組物全体として統一があると認められる場合 (→72.1.1.3.1.3)

72.1.1.3.1.1 構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されていることによって、組物全体として統一があると認められる場合の例

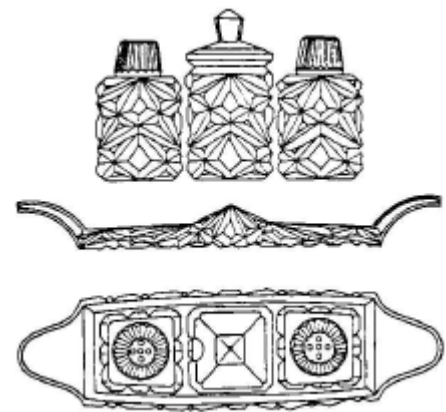
(1) 形状における統一があると認められる場合

構成物品全体の形状が一定の秩序、基調によって構成されているもの

【事例1】「一組のテレビ受像器セット」

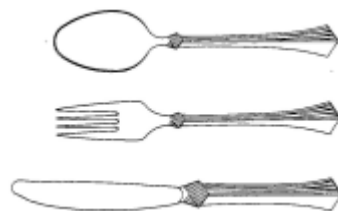


【事例2】「一組の薬味入れセット」



構成物品のそれぞれに、同じような特徴を持った形状が表されているもの

【事例1】「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」



【事例2】「一組のオーディオ機器セット」



(2) 模様による統一があると認められる場合

同じモチーフによる模様が、構成物品のそれぞれに同じような構成をもって表されているもの

【事例】「一組の収納棚セット」



同じ表現態様による模様が、構成物品のそれぞれに同じような構成をもって表されているもの

【事例】「一組のコーヒーセット」



(3) 色彩による統一があると認められる場合

色彩については、色彩それ自体の態様のみで組物全体としての統一が実現されているとは認められないが、統一ある形状、統一ある模様と結びついた一定の色彩によって全体の統一を成り立たせることができる。

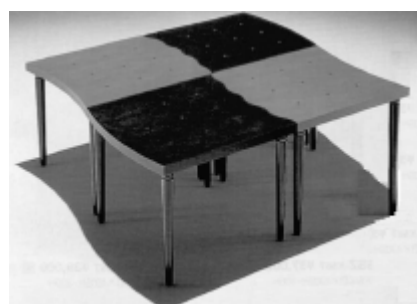
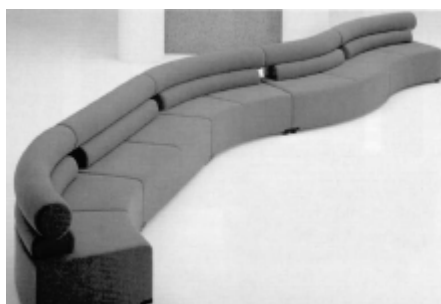
72.1.1.3.1.2 構成物品が全体として一つのまとまった形状又は模様を表すことによって、組物全体として統一があると認められる場合の例

(1) 形状における統一があると認められる場合

構成物品が集合して一つのまとまりある形状を構成しているもの

【事例1】「一組のいすセット」

【事例2】「一組のテーブルセット」

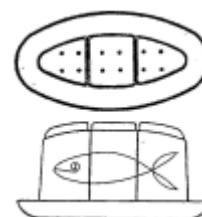
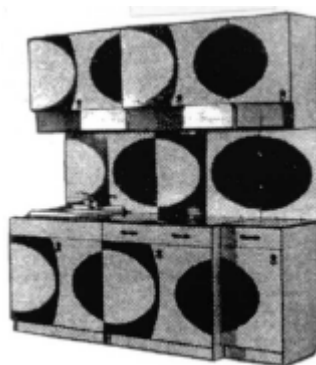


(2) 模様による統一があると認められる場合

構成物品に表された模様が集合して一つのまとまった模様となっているもの

【事例1】「一組の台所セット」

【事例2】「一組の薬味入れセット」

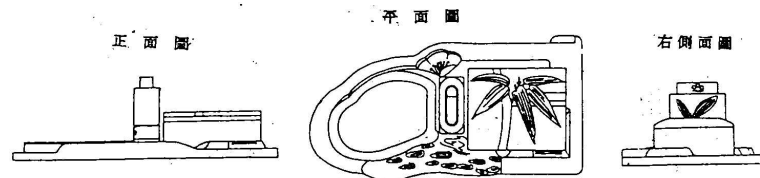


(3) 色彩による統一があると認められる場合

色彩については、色彩それ自体の態様のみで組物全体としての統一が実現されているとは認められないが、統一ある形状、統一ある模様と結びついた一定の色彩によって全体の統一を成り立たせることができる。

72.1.1.3.1.3 各構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合によって、物語性など観念的に関連がある印象を与えることにより組物全体として統一があると認められる場合の例

【事例】「一組の喫煙用具セット」



72.1.2 組物の意匠に係る部分意匠

組物の意匠の保護の目的が組物全体としての統一ある美感にあることから、物品の部分に係る創作を評価する部分意匠を含むものは、組物の意匠として保護すべきではない。そのような趣旨から、意匠法第8条に規定する物品は、物品の部分を含まないことが意匠法第2条に定義されている。

したがって、部分意匠を含む組物の意匠の意匠登録出願は、組物の意匠とは認められず、意匠法第8条の規定により拒絶の理由を通知する。

72.1.3 組物の意匠に関する意匠登録の要件等の判断

意匠法第8条に規定する要件を満たした組物の意匠の意匠登録出願は、組物全体として、意匠法第3条第1項柱書（意匠法第2条も含む。）、新規性（意匠法第3条第1項）、創作非容易性（意匠法第3条第2項）、先願の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外（意匠法第3条の2）、意匠登録を受けることができない意匠（意匠法第5条）、先願（意匠法第9条）及び関連意匠（意匠法第10条）等の各規定に該当するか否かを判断する。

なお、上記の各条文の規定の適用についての判断基準は、全体意匠の判断基準が適用されるため、該当する各条文を参照されたい。

72.1.4 組物の意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外

組物の意匠の意匠登録出願についても、意匠法第4条第1項又は第2項の規定の適用を受けることができる。

なお、意匠法第4条第1項又は第2項の規定を適用するための要件等その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、第3部「新規性の喪失の例外」を参照されたい。

72.1.5 組物の意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更

72.1.5.1 組物の意匠の意匠の要旨

組物の意匠の意匠の要旨とは、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、願書の記載及び願書に添付した図面等から直接的に導き出される具体的な組物の意匠の内容をいう。

72.1.5.2 要旨を変更するものとなる補正の種類

願書の記載又は願書に添付した図面等にした補正が、以下のいずれかに該当する場合は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものである。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第 8 部「願書・図面等の記載の補正」第 2 章「補正の却下」を参照されたい。

- (1) その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものと認められる場合
- (2) 出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものと認められる場合

72.1.5.3 願書の記載についてした補正の具体的な取扱い

(1) 別表第二に掲げる組物の一に訂正する補正

出願当初の願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されておらず、願書に添付された図面等に、定められた構成物品のすべての物品に係る意匠が記載されているときに、願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一に訂正する補正は、要旨を変更するものである。

ただし、出願当初の願書の「意匠に係る物品」の欄の記載が、例えば「一組（一揃え）の○○セット（ユニット）」、「一組（一揃え）の○○」、「○○セット（ユニット）」などのような記載であって、意匠法第 8 条の規定により意匠登録を受けることができないものではあるが、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、別表第二に掲げる組物の一を当然に導き出すことができるときに、「意匠に係る物品」の欄の記載を当該導き出すことができた組物の一に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

(2) 別表第一に掲げる物品の区分に訂正する補正

願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されているが、願書に添付した図面等に、定められた構成物品に係る一の意匠しか記載されていないときあるいは不適切なその他の物品に係る一の意匠しか記載されていないときに、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載を、当該一の意匠に係る物品が属する別表第一の下段に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

72.1.5.4 願書に添付した図面等についてした補正の具体的な取扱い

(1) 組物の構成物品として不適当であると認められるものを削除する補正

出願当初の願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されているが、願書に添付した図面等に、定められた構成物品のすべての物品に係る意匠と、不適切なその他の物品に係る意匠が記載されているときに、この意匠登録出願を一の組物の意匠の意匠登録出願と一以上の意匠登録出願に分割する際に、もとの意匠登録出願について、不適切なその他の物品に係る意匠を願書に添付した図面等から削除する補正は、要旨を変更するものではない。

(2) 構成物品として適当であると認められる物品を補充あるいは削除する補正

構成物品として適当であると認められる物品を補充あるいは削除する補正は、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、当然に導き出すことができる同一の範囲を超えるものであり、要旨を変更するものである。

(3) 組み合わせされた状態の図面のみの意匠登録出願について、各構成物品ごとの図面を補充する補正

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、当然に導き出すことができない構成物品ごとの形態を表した図面を願書に添付した図面等に補充する補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、構成物品の形態を当然に導き出すことができるときに、構成物品ごとの形態を表した図面を願書に添付した図面等に補充する補正は、要旨を変更するものではない。

72.1.6 組物の意匠の意匠登録出願に関する分割

72.1.6.1 組物の意匠と認められる意匠登録出願の分割

複数の物品により構成される意匠が、意匠法第 8 条に規定する要件を満たしている場合、その意匠は全体として一意匠と認められるものであることから、構成物品ごとに一又は二以上の新たな意匠登録出願とした場合は、意匠法第 10 条の 2 の規定に基づく適法な分割とは認めず、新たな意匠登録出願は、分割のあった時にしたものとして取り扱う。

72.1.6.2 組物の意匠と認められない意匠登録出願の分割

組物の意匠の意匠登録出願として出願された意匠が、意匠法第 8 条に規定する要件を満たさない場合、その意匠は全体として一意匠と認められないものであることから、意匠法第 10 条の 2 の規定に基づく分割を認め、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものみなす。

なお、その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、第 9 部「特殊な意匠登録出願」第 1 章「意匠登録出願の分割」を参照されたい。

72.1.7 パリ条約による優先権等の主張を伴う組物の意匠の意匠登録出願

組物の意匠の意匠登録出願については、第一国においてその構成物品が我が国の組物と同様に一出願として出願されている場合にのみ、パリ条約による優先権等の主張の効果を認める。

なお、その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、第 10 部「パリ条約による優先権等の主張の手続」を参照されたい。